

○立命館慶祥中学校学則

1999年 7 月16日

規程第396号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、学校教育法にもとづき、立命館慶祥中学校に関する必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本校は、教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における基礎教育機関として、学校教育法第71条の規定にもとづく立命館慶祥高等学校との一貫教育を実施し、生徒の学力・人格の形成につとめ、国家および社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(名称)

第 3 条 本校は、立命館慶祥中学校と称する。

(位置)

第 4 条 本校の位置は、北海道江別市西野幌640番地 1 とする。

(収容定員)

第 5 条 本校の収容定員は、次のとおりとする。

1年	2年	3年	計
180	180	180	540

2 1 クラスの定員は、40人を標準とする。

(併設型中高一貫教育)

第 6 条 本校は、学校教育法第71条の規定にもとづき、立命館慶祥高等学校との一貫教育を実施する。

(学校評価)

第 7 条 校長は、本校の教育活動および学校運営の状況について自己評価を行う。

2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。

3 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を公表する。

4 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

(学校評議員)

第 8 条 本校に学校評議員を置く。

2 学校評議員に関する必要な事項は、学校評議員規程による。

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第9条 本校の修業年限は3年とする。

(学年)

第10条 学年は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて次の2学期制とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(2) 日曜日

(3) 学園創立記念日

(4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業日 7月25日から8月22日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から1月11日まで

(7) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで

(8) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認めた日

2 教育上必要があり、かつやむをえない事情がある場合は、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び授業日数

(教育課程)

第13条 教育課程は別表1に定める。

2 教育課程は、中学校学習指導要領の基準に基づき編成する。

3 教育課程の編成にあつては、立命館慶祥高等学校との協議を経る。

(授業日数)

第14条 授業日数は毎学年210日以上とする。

第4章 学習の評価・評定及び課程の修了、卒業

(学習評価・評定)

第15条 学習の評価および評定は年度末に行う。

- 2 評定は5段階とする。ただし、数値的な評価になじまないものはこの限りではない。
- 3 学習の評価および評定に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第16条 各学年の課程の修了は、別に定めるところにより校長が認定する。

- 2 各学年の課程の修了認定は、学年末に行う。

(原級留置)

第17条 校長は、教育上必要があると認められる場合は、別に定めるところにより、原級に留め置くことがある。

(卒業認定)

第18条 校長は、全学年の教育課程を修了した者に対し、卒業を認定する。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第5章 職員組織

(職員組織)

第19条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 教頭
 - (4) 主幹教諭
 - (5) 教諭
 - (6) 養護教諭
 - (7) 司書教諭
 - (8) 講師
 - (9) 事務長
 - (10) 事務職員
 - (11) その他必要な教職員
- 2 前項に定めるもののほか次の者を置く。
 - (1) 学校医
 - (2) 学校歯科医
 - (3) 学校薬剤師

(校務の運営)

第20条 本校の運営は、学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校運営規程による。

第6章 入学、退学、転学、休学等

(入学資格)

第21条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、入学者の選抜に合格した者とする。

- (1) 小学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 監督庁の定めるところによって前号と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願)

第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書のほか別に定める書類および入学検定料を添えて校長に願い出なければならない。

- 2 入学検定料の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(入学者の選抜)

第23条 入学志願者に対し、入学者選抜要項により入学者の選抜を行う。

- 2 前項の選抜による合格者は、校長が決定する。

(入学許可)

第24条 入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに入学金を納付し、別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 入学金の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(保護者)

第25条 入学者の選抜に合格した者の親権者または後見人は、保護者として届け出たうえ、誓約書を提出しなければならない。

- 2 保護者は、学校の教育活動に協力しなければならない。
- 3 保護者は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 保護者が死亡または失踪したとき、新たな保護者は速やかに届け出なければならない。

(編入学)

第26条 校長は、教育上支障がないと認められる場合は、第1学年の途中または第2学年以上の相当の学年に編入学を許可することができる。

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第27条 校長は、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第1学年の途中または第2学年以上の相当の学年に転入学を許可することができる。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編転入学資格)

第28条 編入学または転入学できる者は、相当年齢に達し、校長が前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認めた者とする。

(編転入学の志願、選抜、入学手続き、保護者)

第29条 編入学、転入学は、第22条から第25条までを準用する。

(休学)

第30条 生徒が疾病その他やむを得ない事情により休学しようとするときは、校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の願い出が正当であると認めた場合は、休学を許可することができる。

3 休学期間を超えても復学できないときは、校長は退学を命じることがある。

4 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

第31条 休学中の生徒が復学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第32条 生徒が他の学校に転学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けねばならない。

(退学)

第33条 生徒が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 授業料、教育充実費または在籍料を納めない者
- (2) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (3) 休学期間終了日までに所定の手続きをとらなかった者
- (4) 入学手続き完了者で、就学意思がない者

(5) 死亡した者もしくは行方不明になった者

2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 学費等

(授業料等およびその他納付金)

第35条 授業料等とは、授業料および教育充実費をいう。

2 入学検定料、入学金、授業料等および在籍料（以下、「学費等」という。）の額は別表2に定める。

(学費等の納付)

第36条 保護者は、生徒の在学中、所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。

2 保護者は、休学を許可された場合、在籍料を納付しなければならない。

3 特別な事情のある場合は、別に定めるところにより、授業料等を減免することがある。

4 学費等の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(学費等の返還)

第37条 すでに納入した学費等の納付金は、返還しない。

2 前項にかかわらず、退学、転学、除籍、休学、休学取消し、休学期間の延長または休学期間の短縮があった者については、授業料等または在籍料に相当する既納付額を返還することがある。

第8章 賞罰

(表彰)

第38条 校長は、学業および学校生活などにおいて他の生徒の模範となる生徒に対し、表彰することがある。

(懲戒および特別な指導)

第39条 校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒および特別な指導を行うことができる。

2 懲戒のうち、訓告および退学の処分は、校長が行う。ただし、退学の処分の場合、校長は総長の下承を得る。

3 懲戒および特別な指導の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

(出席停止)

第40条 校長は、他の生徒の修学に著しく妨げがあると認める生徒があるときは、総長の下承を得て、その保護者に対して、当該生徒の出席停止を命じることがある。

(賠償)

第41条 生徒が本校の施設、設備または備品を破損または紛失した場合、保護者に賠償を求めることがある。

2 保護者は前項により賠償を求められたときは、速やかに賠償しなければならない。

第9章 改廃

(改廃)

第42条 この学則の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この学則施行に必要な細則は、別に定める。

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月30日学費改定に伴う別表2および法人合併後の経過措置期間の完了に伴う第25条の変更）

この学則は、2001年4月1日より施行する。但し、適用は2001年度の新入生・在校生とする。

附 則（2002年3月27日学費改定に伴う別表2の変更）

この学則は、2002年4月1日より施行する。但し、適用は2002年度以降の新入生・在校生とする。

附 則（2002年12月4日収容定員増にともなう変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。但し、第3条の収容定員に係る規定については、改正後の規定にかかわらず、2003年度においては、「

1年	2年	3年	計
180	120	120	420

」とし、2004年度においては、「

1年	2年	3年	計
180	180	120	480

」とする。

附 則（2003年3月31日教育課程変更に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月31日学費改定に伴う別表2の変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。但し、適用は2003年度以降の新入生・在校生とする。

附 則（2004年1月23日理事会第59号および2004年2月25日北海道知事届出受理に

よる改廃手続きの変更及び学費改定に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、適用は2004年度以降の新入生・在校生とする。

附 則 (2005年1月28日理事会第41号および2005年3月3日北海道知事届出受理による学費改定に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。ただし、適用は2005年度以降の新入生・在校生とする。

附 則 (2006年1月27日理事会第72号および2006年3月2日北海道知事届出受理による、授業料減免措置の表記の追加、教育課程および学費改定に伴う一部変更)

この学則は、2006年4月1日から施行し、2006年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則 (2007年1月26日理事会第67号および2007年3月5日北海道知事届出受理による学費改定に伴う一部変更)

この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則 (2008年3月28日理事会第62号および2008年3月31日北海道知事届出受理による学校教育法改正および学費改定に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行し、2008年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則 (2009年1月23日理事会第65号および2009年3月31日北海道知事届出受理による学費改定に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則 (2009年3月27日理事会第87号および2009年3月31日北海道知事届出受理による教育課程改訂に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則 (2011年3月25日理事会第64号及び2011年4月22日北海道知事届出受理による、章立て・学籍事項等の整理に伴う変更および納付金の表記の見直しに伴う別表2の変更)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月23日理事会第67号及び2012年4月4日北海道知事届出受理による、教育課程改訂に伴う一部変更)

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年11月30日理事会第29号および2013年4月1日北海道知事届出受理による、懲戒に関する事項の見直しおよび出席停止の追加に伴う一部変更)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2016年3月25日授業料等の返還方法の変更に伴う一部変更）

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2019年1月25日入学金改定に伴う一部変更）

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2020年1月24日学費改定にともなう一部変更）

1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2020年3月31日に在籍するものについては、なお従前の例による。

附 則（2024年3月29日 教育充実費改定に伴う一部変更）

この学則は、2024年4月1日から施行する。

別表1（第13条関係）

（年間授業時数）

教育課程表（2012年度以降の入学生に適用）

（年間授業時数）

教科	第1学年	第2学年	第3学年
国語	140	140	140
社会	105	105	140
数学	175	210	210
理科	140	140	140
音楽	55	35	35
美術	50	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語（英語）	210	210	210
道徳	35	35	35
総合学習	70	70	70
特別活動(HR)	35	35	35
計	1190	1190	1190

別表2（第35条関係）

(1) 入学検定料

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学	20,000

(2) 入学金

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学	350,000

(3) 授業料等（年額）

(単位：円)

名称	金額
授業料	690,000
教育充実費	84,000

(4) 在籍料（月額）

(単位：円)

	金額
在籍料	1,000